



●「がん教育」の在り方に関する検討会（第1回） 配付資料

1. 日時

平成26年7月14日（月曜日）10時00分～12時00分

2. 場所

文部科学省13階スポーツ・青少年局会議室

3. 議題

1. 「がん教育」の在り方について
2. その他

4. 配付資料

- 【資料1】「がん教育」の在り方に関する検討会委員名簿
(PDF:100KB) 
- 【資料2】「がん教育」の在り方に関する検討会の設置について (PDF:59KB) 
- 【資料3】「がんの教育に関する検討委員会 報告書」(公益財団法人日本学校保健会 平成26年2月) (PDF:292KB) 
- 【資料4】平成26年度「がん教育」実施校一覧 (PDF:82KB) 

- [【資料5】1「がん教育」の在り方に関する検討会スケジュール\(案\) \(PDF:29KB\)](#) 
- [【資料5】2「がん教育」に関する政府と文部科学省のスケジュール\(案\) \(PDF:73KB\)](#) 

お問合せ先

スポーツ・青少年局学校健康教育課



PDF形式のファイルをご覧いただく場合には、
Adobe Readerが必要です。
Adobe Readerをお持ちでない方は、まずダウンロードして、インストールしてください。

(スポーツ・青少年局学校健康教育課)

— 登録: 平成26年09月 —

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology

「がん教育」の在り方に関する検討会の設置について

平成 26 年 7 月 3 日
スポーツ・青少年局長決定

1 趣 旨

今日、子供たちを取り巻く状況は、生活習慣や社会環境の変化に伴い、新たな健康課題が生じてきている。その中でも、生涯のうち国民の二人に一人がかかる可能性があると推測される「がん」は重要な課題であり、国民の健康に関する基礎的な教養として必要不可欠なものとなりつつある。

また、がん対策基本法（平成 18 年法律第 98 号）の下、政府が策定（24 年 6 月）したがん対策推進基本計画（以下「基本計画」という。）において、「子どもに対しては、健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つよう教育することを目指し、5 年以内に、学校での教育の在り方を含め、健康教育全体の中で「がん」教育をどのようにするべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目標とする」こととされている。

これらを踏まえ、昨年度、公益財団法人日本学校保健会に検討会を設置（文部科学省補助事業）し、がんに関する教育について、今後の方向性、留意点を含む実施に当たっての具体的事項、今後の論点等、包括的な議論が行われ報告書が取りまとめられたところである。

以上のことを踏まえ、学校におけるがんに関する教育への取組を推進するため、医師や教育関係者等の有識者からなる「がん教育」の在り方に関する検討会を設置する。

2 検討事項

- (1) 「がん教育」の在り方、推進についての検討
- (2) モデル事業「がんの教育総合支援事業」の評価に関する検討
- (3) その他必要な事項の検討

3 構 成

- (1) 検討会は、別紙に挙げる協力者をもって構成する。
- (2) 検討会に座長を置く。
- (3) 必要に応じて、ワーキンググループを設置することができる。
- (4) 必要に応じて、委員以外の者から協力を得ることができる。

4 実施期間

平成 26 年 7 月 3 日～平成 27 年 3 月 31 日までとする。

5 その他

本件に関する庶務は、スポーツ・青少年局学校健康教育課において行う。

がんの教育に関する検討委員会 報告書

平成 26 年 2 月

<はじめに>

近年の社会環境や疾病構造の変化等を踏まえ、また、国全体のがん対策の取組の中で、児童生徒への「がん教育」についての議論が高まっており、既に一部自治体ではがんの教育が始まっている。本委員会では、現行の学習指導要領も踏まえつつ、がんについて、「健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つ」という観点から検討を行った。また議論を進める中、「いのちの大切さを育む、がん教育」という視点が基本であるとの認識が共有された。

1 「がん教育」に関する現状の整理

(1) 現時点の学習指導要領における「がん」に関する部分の整理

学校におけるがんに関する教育については、現在、学習指導要領とその解説において、以下のとおり位置付けられている。

① 小学校〔第 5 学年及び第 6 学年〕

教科：体育（保健領域）

【学習指導要領抜粋】

G 保健

(3) 病気の予防について理解できるようにする。

ウ 生活習慣病など生活行動が主な要因となって起こる病気の予防には、栄養の偏りのない食事をとること、口腔の衛生を保つことなど、望ましい生活習慣を身に付ける必要があること。

エ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること。

【学習指導要領解説の抜粋】

ウ 生活行動がかかわって起こる病気の予防

生活行動がかかわって起こる病気として、心臓や脳の血管が硬くなったりつまったりする病気、むし歯や歯ぐきの病気などを取り上げ、その予防には、糖分、脂肪分、塩分などを摂りすぎる偏った食事や間食を避けたり、口腔の衛生を保ったりするなど、健康によい生活習慣を身に付ける必要があることを理解できるようにする。

エ 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康

(ア) 喫煙については、せきが出たり心拍数が増えたりするなどして呼吸や心臓のはたらきに対する負担などの影響がすぐに現れること、受動喫煙により周囲の人々の健康にも影響を及ぼすことを理解できるようにする。なお、喫煙を長い間続けると肺がんや心臓病などの病気にかかりやすくなるなどの影響があることについても触れるようにする。

② 中学校〔第3学年〕

教科：保健体育（保健分野）

【学習指導要領抜粋】

(4) 健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようにする。

イ 健康の保持増進には、年齢、生活環境等に応じた食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続ける必要があること。食事の量や質の偏り、運動不足、休養や睡眠の不足などの生活習慣の乱れは、生活習慣病などの要因となること。

ウ 喫煙、飲酒、薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となること。また、これらの行為には、個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があること。

カ 個人の健康は、健康を保持増進するための社会の取組と密接なかわりがあること。

【学習指導要領解説の抜粋】

イ 生活行動・生活習慣と健康

(エ) 調和のとれた生活と生活習慣病

人間の健康は生活行動と深くかかわっており、健康を保持増進するためには、年齢、生活環境等に応じた食事、適切な運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を続けることが必要であることを理解できるようにする。また、食生活の乱れ、運動不足、睡眠時間の減少などの不適切な生活習慣は、やせや肥満などを引き起こしたり、また、生活習慣病を引き起こす要因となったりし、生涯にわたる心身の健康に様々な影響があることを理解できるようにする。

ウ 喫煙、飲酒、薬物乱用と健康

(ア) 喫煙と健康

喫煙については、たばこの煙の中にはニコチン、タール及び一酸化炭素などの有害物質が含まれていること、それらの作用により、毛細血管の収縮、心臓への負担、運動能力の低下など様々な急性影響が現れること、また、常習的な喫煙により、肺がんや心臓病など様々な病気を起こしやすくなることを理解できるようにする。特に、未成年者の喫煙については、身体に大きな影響を及ぼし、ニコチンの作用などにより依存症になりやすいことを理解できるようにする。

カ 個人の健康を守る社会の取組

健康の保持増進や疾病の予防には、人々の健康を支える社会的な取組が有効であることを理解できるようにする。ここでは、住民の健康診断や心身の健康に関する相談などを取り上げ、地域における健康増進、生活習慣病及び感染症の予防のための地域の保健活動が行われていることを理解できるようにする。

③ 高等学校

教科：保健体育（保健）

【学習指導要領抜粋】

（１）現代社会と健康

イ 健康の保持増進と疾病の予防

健康の保持増進と生活習慣病の予防には、食事、運動、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践する必要があること。喫煙と飲酒は、生活習慣病の要因になること。また、薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならないこと。それらの対策には、個人や社会環境への対策が必要であること。

（２）生涯を通じる健康

イ 保健・医療制度及び地域の保健・医療機関

生涯を通じて健康の保持増進をするには、保健・医療制度や地域の保健所、保健センター、医療機関などを適切に活用することが重要であること。

【学習指導要領解説の抜粋】

（１）現代社会と健康

イ 健康の保持増進と疾病の予防

（ア）生活習慣病と日常の生活行動

生活習慣病を予防し、健康を保持増進するには、適切な食事、運動、休養及び睡眠など、調和のとれた健康的な生活を実践することが必要であることを理解できる

ようにする。その際、悪性新生物、虚血性心疾患、脂質異常症、歯周病などを適宜取り上げ、それらは日常の生活行動と深い関係があることを理解できるようにする

(イ) 喫煙、飲酒と健康

喫煙、飲酒は、生活習慣病の要因となり健康に影響があることを理解できるようにする。その際、周囲の人々や胎児への影響などにも触れるようにする。また、喫煙や飲酒による健康課題を防止するには、正しい知識の普及、健全な価値観の育成などの個人への働きかけ、及び法的な整備も含めた社会環境への適切な対策が必要であることを理解できるようにする。その際、好奇心、自分自身を大切にしたい気持ちの低下、周囲の人々の行動、マスメディアの影響、ニコチンやエチルアルコールの薬理作用などが、喫煙や飲酒に関する開始や継続の要因となることにも適宜触れるようにする。

(2) 生涯を通じる健康

イ 保健・医療制度及び地域の保健・医療機関

(イ) 地域の保健・医療機関の活用

生涯を通じて健康を保持増進するには、検診などを通して自己の健康上の課題を的確に把握し、地域の保健所、保健センター、病院や診療所などの医療機関及び保健・医療サービスなどを適切に活用していくことなどが必要であることを理解できるようにする。

(2) がん対策推進基本計画について

我が国におけるがん対策は、がん対策推進基本計画に基づいて行われており、その中で、学校における「がん教育」については、以下のとおり位置付けられている。

【がん対策推進基本計画（平成24年6月8日閣議決定）抜粋】

8. がんの教育・普及啓発

(現状)

健康については子どもの頃から教育することが重要であり、学校でも健康の保持増進と疾病の予防といった観点から、がんの予防も含めた健康教育に取り組んでいる。しかし、がんそのものやがん患者に対する理解を深める教育は不十分であると指摘されている。

(取り組むべき施策)

地域性を踏まえて、がん患者とその家族、がんの経験者、がん医療の専門家、教育委員会をはじめとする教育関係者、国、地方公共団体等が協力して、対象者ごとに指導内容・方法を工夫した「がん」教育の試行的取組や副読本の作成を進めていくとともに、国は民間団体等によって実施されている教育活動を支援する。

(個別目標)

子どもに対しては、健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持つよう教育することを目指し、5年以内に、学校での教育のあり方を含め、健康教育全体の中で「がん」教育をどのようにするべきか検討し、検討結果に基づく教育活動の実施を目標とする。

2 今後の「がん教育」の方向性

(1) 「がん教育」と教えるべき内容

前項の学習指導要領とがん対策推進基本計画を踏まえ、これからの「がん教育」の方向性や、児童生徒に教えるべき内容について、「いのちの大切さを育む、がん教育」という視点から以下のとおりまとめた。

① 「がん教育」の必要性

学校における健康教育においては、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力を育成することが重要である。近年、疾病構造の変化や高齢社会など、児童生徒を取り巻く社会環境や生活環境が大きく変化してきている。特に、日本人の死亡原因の1位であるがんについて、がんそのものの理解やがん患者に対する正しい認識を深める教育は不十分であると指摘されており、児童生徒ががんについて関心を持ち、正しく理解し、適切な態度や行動ができるようにすることが求められている。

② 「がん教育」の目標

1) がんに関して正しく理解できるようにする

がんが身近な病気であることや、がんの予防、早期発見・検診について関心を持ち、正しい知識を身に付け、適切な対処について理解できるようにする。

2) いのちの大切さについて考える態度を育成する

がんについて学ぶことや、がんと向き合う人々を通じて、自他のいのちの大切さを知り、自己のあり方や生き方を考える態度を育成する。

③ 「がん教育」の具体的な内容

「がん教育」の具体的な内容については、例えば、以下のような事項が考えられる。

ア がんとは（発生要因）

がんとは、体の中で、異常な細胞が際限なく増えてしまう病気である。がんには様々な種類があり、病気が進むと、元気な生活ができなくなったり、いのちを失ったりすることもある。また、がんにはたばこ、細菌・ウイルス、過量な飲酒、偏った食事、運動不足、持って生まれた素質など、多様な原因がある。

イ 疫学

がんは、日本人の死因の第1位で、現在では、年間約36万人以上の国民が、がん で亡くなっている。その主な要因は人口の高齢化である。また、生涯のうちにがんにかかる可能性は、男性の58%、女性の43%（2008年）とされているが、年々増え続けている。

ウ 予防

がんになるリスクを減らすための工夫。たばこを吸わない、規則正しい生活とバランスのとれた食事をする、適度な運動、ワクチンを受けるなどの方法がある。

エ 早期発見・検診

早期のがんの場合、治療をすれば治癒の可能性が高い。早期に発見するためには検診を受けることが不可欠である。日本では、肺がん、胃がん、乳がん、子宮頸がん、大腸がんなどの検診が行われている。

オ 治療（手術、放射線、抗がん剤）

がんになっても、全体で半分以上、多くの早期がんは9割近くが治る。がん治療の3つの柱は手術、放射線、抗がん剤（飲み薬や点滴）であり、それらを医師等と相談しながら主体的に選ぶ時代になっている。

カ 緩和ケア

がんになったことで起こる痛みや心のつらさなどの症状を和らげ、通常の生活ができるようにするための治療。治癒しない場合も心身の苦痛を取るための医療が行われる。

キ 生活の質

がんの治療後は、様々な不調を抱える人もいるが、今までどおりの生活ができるように“生活の質”を大切にすることが重要である。がんになっても充実した生き方ができる。

ク 共生

がんは誰もがかかる可能性のある病気であり、がん患者への偏見を無くし、共に生きることが大切である。

(2)「がん教育」の実施にあたって

「がん教育」を実施するにあたっての具体的事項について、以下にまとめた。

① 留意点

「がん教育」の実施にあたっては、学校全体で共通理解を図りつつ、児童生徒の発達の段階を踏まえ、体育科、保健体育科などの関連する教科をはじめ、特別活動や総合的な学習の時間、道徳において、がんの基礎的知識を確実に身に付けること、いのちの尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することなどを重視し、相互に関連付けて指導することが重要である。

② 内容の取扱い

中学校、高等学校においては、より積極的に、「がん教育」について取り組むことが望ましいと考えられる。

小学校においては、「がん教育」をどのように取り扱うかについて、より身近な課題を扱うという観点も踏まえて検討していくことが必要である。

具体的な教育内容に応じて、体育科、保健体育科などの関連する教科をはじめ、特別活動や総合的な学習の時間、道徳の時間を柔軟に活用しての取組が求められる。

内容の取扱いについては、それぞれの発達の段階に応じた対応が必要である。

③ 関係機関との連携

「がん教育」の実施にあたっては、「がん」という専門性の高さに鑑みて、広く専門機関等との連携を進める必要がある。また、地域や学校の実情に応じて、学校医をはじめとする医師や看護師、保健師、がん経験者等の外部講師の参加・協力を推進することなど、多様な指導方法の工夫を行うような配慮が求められる。

これらの取組にあたって、学校が単独で行うことには限界があるため、都道府県や市町村教育委員会がそれぞれの保健福祉部局や医療機関（がん診療連携拠点病院等）、地域の医師会などに協力を求めながら取組を進める必要がある。

例えば、都道府県教育委員会と都道府県がん対策担当部局が連携し、外部講師として依頼できるような医師や看護師、保健師、がん経験者等のリストを作成したりするなど、学校での取組を支援するような体制の構築が求められる。

ただし、これらの連携が重要であるとはいえ、授業計画の作成にあたっては、授業を行う教諭が主体となるよう留意すべきである。

④ 配慮が必要な事項

「がん教育」の実施にあたっては、以下のようなケースについての配慮が求められる。

- ・小児がんの当事者、小児がんの既往のある児童生徒。
- ・家族にがん患者がいる児童生徒や、家族をがんで亡くした児童生徒。
- ・クラスにがん患者や、がんの既往のある児童生徒がいる場合。
- ・生活習慣が主な原因とならないがんもあること（小児がん、肝がんなど）。特に、これらのがん患者が身近にいる場合。

<参考資料>

1) がんに関する正しい理解に関する参考資料

<A>中川恵一 東大病院放射線科准教授監修（本検討委員会委員）

- ・「がんって、なに？ いのちを考える授業」

アニメ DVD（児童生徒の視聴用）、解説書（教師用資料）

自治体等の作成教材

- ・東京都豊島区「がんに関する教育（小学生向け、中学生向け）」
- ・佐賀県医師会「佐賀県小学生高学年用防煙教材」
- ・国立がんセンターがん対策情報センター「がんのことをもっと知ろう」

2) がんを通していのちの大切さを考えるための参考資料（別紙参照）

- ・闘病記等多数

3 「がん教育」の今後の論点

現在の「がん教育」について、以下のような論点があると考えられる。

これらの課題については、今後更なる議論を要するため、平成 26 年度モデル事業「がんの教育総合支援事業」の成果等を踏まえてより具体的な検討を進めていく必要がある。

(1) 「がん教育」を位置付ける教科等について

『2（1）③「がん教育」の具体的な内容』については、現行の学習指導要領においても、体育科、保健体育科や特別活動等で取り扱うことはできる。ただし、複数の領域にまたがる内容のため、単独の教科等で全てを扱うことはできない。また、「がん教育」を特別活動や総合的な学習の時間において扱う場合には、その実施が学校の判断に委ねられている。

これらを踏まえ、「がん教育」の適切な取扱いについて、保健体育と特別活動や総合

的な学習の時間等との連携をどのように図るのが望ましいかについての議論が必要ではないか。

なお、「がん教育」をまとめた分野として扱う場合には、以下のような目標が考えられる。

1) がんに関する知識

がんの現状、疾病概念、一次予防、二次予防、三次予防等について理解できるようにする。

2) がんに関する思考・判断等

現在及び将来に直面するがんに関する課題に対して、的確な思考・判断に基づいて適切な意志決定を行い、自らの健康の管理や健康的な生活行動の選択に活用できるようにする。

3) がんに関する関心・意欲・態度

がんをとおしていのちのかけがえのなさを知り、がん患者や家族などのがんと向き合う人々の取組に関心をもつとともに、健康な社会の実現に努める。

(2) 体育科、保健体育科における「がん教育」の位置付けについて

「がん教育」の内容の一部は、体育科、保健体育科において扱うことができるが、一定のまとめた分野としての学習ではない。例えば、現行の中学校保健体育の学習指導要領では、「生活行動・生活習慣と健康」「喫煙、飲酒、薬物乱用と健康」「個人の健康を守る社会の取組」といった複数の分野において、がんを扱えることになっている。

このような現状を踏まえると、特に、中学校・高等学校においては、学習指導要領において、がんを一定のまとまりとして扱うことが望ましいと考えられるが、今後、更なる検討が必要である。

(3) 「がん教育」を実施する校種・学年について

「がん教育」については、中学校・高等学校において取り扱うことが望ましいと考えられる。今後、学習する学年や、また小学校での扱いなどについては、体育科保健領域の時間数の必要性も踏まえた検討が必要である。

なお、体育科、保健体育科の健康・安全に関する内容については、小学校では「身近な生活」についてより実践的に、中学校では「個人生活」についてより科学的に、高等学校では「個人及び社会生活」についてより総合的に学習することとなっており、これらの体系を踏まえることも重要である。

4 平成26年度モデル事業「がんの教育総合支援事業」について

事業を行う際には、教育効果を確認するための児童生徒を対象とする評価、事業の適切さを確認するための学校や教育委員会あるいは事業の企画や実施等を対象とする評価を行う必要がある。

児童生徒を対象とする評価としては、がんやがん患者に関する関心、態度、考え方等の変化、がんに関する知識・理解の変化の検討等が考えられる。

学校や教育委員会と事業の企画や実施等を対象とする評価としては、「がん教育」の取り組みに対する意識の変化、関係機関との連携の特徴や課題、企画から実施・評価に至るまでの一連の適切性等が考えられる。

以下に、具体的な評価の例を示す。

<評価の例>

(1) 児童生徒を対象とする評価の観点及び内容

1) がんやがん患者についての関心、態度、考え方

- ・がんは身近な病気であると思うか
- ・がんを怖いと思うか
- ・がん検診を受けられる年齢になったら検診を受けようと思うか
- ・がんを学ぶことで命の大切さを考えることができたか
- ・がんを学ぶことでがん患者に対する印象が変わったか

2) がんやがん患者に関する知識・理解

- ・がんは体の中で異常な細胞が増えてしまう病気であることがわかったか
- ・がんには様々な原因があることがわかったか
- ・がんは誰もがかかる可能性のある病気であることがわかったか
- ・がんを予防する方法には、たばこを吸わないこと、規則正しい生活とバランスのとれた食事をする、適度な運動をすること、ワクチンを受けることなどの方法があることがわかったか
- ・がんを早期発見する検診の大切さがわかったか
- ・がんの治療には、手術、放射線、抗がん剤の方法があることがわかったか
- ・がんの心身の痛みを和らげるための医療が行われていることがわかったか
- ・がんの治療後には、今までどおりの生活の質を大切にすること重要であることやがんになっても充実した生き方ができることがわかったか
- ・がん患者への偏見を無くし、共に生きる社会の大切さがわかったか

3) がん教育の学習過程に関連する評価

- ・この勉強は大切なことがらだと思ったか
- ・この勉強でこれからの生活に役に立つことがあると思ったか
- ・新しい発見や驚きがあったか
- ・夢中になって勉強することができたか
- ・もっと続けて勉強したいと思ったか
- ・もっと知りたい、もっと調べたいと思うことがあったか
- ・自分から進んで勉強することができたか
- ・わからないことや、疑問に思うことは、自分で調べたり、質問したりしたか
- ・自分の考えや意見を持つことができたか
- ・友だちと協力して勉強することができたか
- ・友だちの意見を聞いて、共に考えることができたか
- ・友だちから教えてもらったり、助けてもらったりしたか

(2) 学校や教育委員会ならびに事業の企画や実施等を対象とする評価の観点及び内容

1) がん教育に対する意識や考え方

- ・教職員には、児童生徒にがん教育（事業）をすることに対する関心、態度、考え方に変化がみられたか、またそれはどのようなことか
- ・がん教育（事業）を企画・実施・評価する際に、教職員の共通理解が得られたか
- ・がん教育（事業）を行う際の学校と専門機関との連携の重要性について、教職員の共通理解が得られたか
- ・がん教育（事業）を行うことによる副次的な効果がみられたか、またそれはどのようなことか

2) がん教育（事業）を推進するための方略

- ・教育委員会は、がん教育（事業）を推進する際に、学校と関係機関との連携を積極的にコーディネートしたか
- ・教育委員会において、がん教育（事業）を企画・実施・評価する際に工夫した点はどのようなことか
- ・教育委員会において、がん教育（事業）を推進するうえで困難だった点はどのようなことか

平成26年度「がん教育」実施校一覧

平成26年7月14日現在

No.	都道府県名等	国公私	所管する教育委員会名	学校名	学校種別	取組テーマ名
1	北海道 (中1、高1)	公	札幌市教育委員会	未定(公募により選定)	中学校	未定(公募により実施校を選定する際に決定する予定)
2		公	北海道教育委員会	未定(公募により選定)	高等学校	
3	茨城県 (中7、高7)	公	つくば市教育委員会	つくば市立春日中学校	中学校	がんについての正しい知識の習得 がん患者に対する正しい認識 命の大切さ
4		公	石岡市立教育委員会	石岡市立八郷中学校		
5		公	日立市教育委員会	日立市立泉丘中学校		
6		公	取手市教育委員会	取手市立藤代中学校		
7		公	牛久市教育委員会	牛久市立牛久第三中学校		
8		公	潮来市教育委員会	潮来市立潮来第二中学校		
9		公	東海村教育委員会	東海村立東海南中学校		
10		公	茨城県教育委員会	茨城県立下館第一高等学校	高等学校	
11		公		茨城県立水海道第一高等学校		
12		公		茨城県立牛久栄進高等学校		
13		公		茨城県立藤代紫水高等学校		
14		公		茨城県立土浦第二高等学校		
15		公		茨城県立三和高等学校		
16		公		茨城県立日立第二高等学校		
17	群馬県 (中1、高1)	公	伊勢崎市教育委員会	伊勢崎市立第一中学校	中学校	保健体育科等と関連させて、がんに関する指導を行う
18		公	群馬県教育委員会	群馬県立前橋女子高等学校	高等学校	講演会の開催を通して、がんに関する指導を行う
19	千葉県 (中1)	公	成田市教育委員会	成田市立下総中学校	中学校	未定
20	神奈川県 (中3)	公	鎌倉市教育委員会	鎌倉市立腰越中学校	中学校	がんについての正しい理解といのちの大切さについて考える態度を育成する
21		公	神奈川県教育員会	神奈川県立相模原中等教育学校		
22		私	—	学校法人堀井学園 横浜翠陵中学・高等学校		
23	富山県 (小2、中2、高2)	公	富山市教育委員会	富山市立東部小学校	小学校	がん教育～かけがえのないいのち考えるきっかけに～
24		公	富山市教育委員会	富山市立広田小学校	中学校	
25		公	黒部市教育委員会	黒部市立鷹施中学校		
26		公	射水市教育委員会	射水市立小杉南中学校		
27		公	富山県教育委員会	富山県立富山工業高等学校	高等学校	
28		公		富山県立富山高等学校		
29	長野県 (中1、高1)	公	長野市教育委員会	長野市立西部中学校	中学校	保健学習と保健指導を連携させた「がん教育」の推進(仮)
30		公	長野県教育委員会	長野県長野南高等学校	高等学校	
31	静岡県 (高1)	公	静岡県教育委員会	静岡県立富士高等学校	高等学校	高等学校での「がんの教育」の実践をとおして生徒にがんに対する正しい知識を習得させ、また、関係機関等との連携の在り方について検討し、今後の学校での実践に生かしていく
32	滋賀県 (小2、中2)	公	大津市教育委員会	大津市立真野北小学校	小学校	がんに関して正しい理解やいのちの大切さについて考える。出前授業(県内病院医師等)実施予定
33		公	栗東市教育委員会	栗東市立金勝小学校		がんに関して正しい理解やいのちの大切さについて考える。出前授業(県内病院医師等)実施予定
34		公	守山市教育委員会	守山市立守山南中学校	中学校	がんに関して正しく理解や、いのちの大切さについて考える。指導資料「がん」ってどんな病気?の活用予定
35		公	彦根市教育委員会	彦根市立稲枝中学校		がんに関して正しく理解や、いのちの大切さについて考える。指導資料「がん」ってどんな病気?の活用、講演会の開催予定
36	大阪府 (高1)	公	大阪府教育委員会	大阪府立芥川高等学校	高等学校	命の大切さを育む「がん教育」
37	奈良県 (中1)	公	広陵町教育委員会	広陵町立真美ヶ丘中学校	中学校	教材を活用した効果的な指導の在り方について
38	岡山県 (中2、高2)	公	玉野市教育委員会	玉野市立宇野中学校	中学校	がんに対する正しい理解 がん患者に対する正しい理解 命の大切さ
39		公	倉敷市教育委員会	倉敷市立東中学校		

平成26年度「がん教育」実施校一覧

平成26年7月14日現在

No.	都道府県名等	国公私	所管する教育委員会名	学校名	学校種別	取組テーマ名
40	岡山県 (中2、高2)	公	岡山県教育委員会	岡山県立倉敷天城高等学校	高等学校	がんに対する正しい理解
41		公	岡山県教育委員会	未定		がん患者に対する正しい理解 命の大切さ
42	徳島県 (小2、中1)	公	鳴門市教育委員会	鳴門市鳴門西小学校	小学校	保健学習に位置付けた「がん教育」の在り方 ～外部講師とのTT授業を通して～
43		公	〃	鳴門市鳴門東小学校	小学校	保健学習に位置付けた「がん教育」の在り方 ～がん患者の情報を活用して～
44		公	〃	鳴門市鳴門中学校	中学校	保健学習に位置付けた「がん教育」の在り方 ～科学的知見に基づいた情報を活用して～
45	香川県 (小1、中1、 高1)	公	香川県教育委員会	未定	小学校	H25年度に香川県健康福祉部が中心となり、作成された 「香川県がん教育の手引き」及び香川県版がん教育プログラムの試行授業の検討・検証を行う
46		公	〃	未定	中学校	
47		公	〃	未定	高等学校	
48	愛媛県 (小1、中3、 高3、特1)	公	松山市教育委員会	松山市立石井北小学校	小学校	がんに対する正しい理解やがん患者に対する正しい認識 及び命の大切さに対する理解を深めるため、専門医又は がん患者等を講師として派遣し、児童生徒対象の講演会 又は教職員対象の研修会を実施する
49		公	西条市教育委員会	西条市立小松中学校	中学校	
50		公	松山市教育委員会	松山市立雄新中学校		
51		公	愛南町教育委員会	愛南町立御荘中学校		
52		公	愛媛県教育委員会	愛媛県立新居浜南高等学校	高等学校	
53		公		愛媛県立長浜高等学校		
54		公		愛媛県立野村高等学校		
55		公		愛媛県立松山盲学校	特別支援学校	がんに対する正しい理解やがん患者に対する正しい認識 及び命の大切さに対する理解を深めるため、専門医又は がん患者等を講師として派遣し、教職員対象の研修会を実施する
56	福岡県 (小1、中1、 高1)	公	未定	未定	小学校	健康と命の大切さについて学び、自らの健康を適切に管理し、 がんに対する正しい知識とがん患者に対する正しい認識を持たせる
57		公	未定	未定	中学校	
58		公	福岡県教育委員会	未定	高等学校	
59	佐賀県 (中1)	公	武雄市教育委員会	武雄市立川登中学校	中学校	がんの学習を通じた、健康的な生活ができる、命の大切さを理解する、困難を克服する強い心を持つ生徒の育成
60	鹿児島県 (小2、中2)	公	鹿児島市教育委員会	鹿児島市立南小学校	小学校	・健康的な生活習慣の確立とともにがんに対する正しい知識を身に付ける ・がんになったことのある方の話を聞き、“命の大切さ”や“がんへの理解”を深める
61		公	薩摩川内市教育委員会	薩摩川内市立隈之城小学校		“いのち輝け” ～命の大切さについて考える小中一貫教育～
62		公	鹿児島市教育委員会	鹿児島市立伊敷中学校	中学校	・健康的な生活習慣の確立とともにがんに対する正しい知識を身に付け、自分の行動に生かすことができる ・がんになったことのある方の話を聞き、“命の大切さ”や“がんへの理解”を深めるとともに、がん予防に努め、身近な人に思いやりの心を持って接することができる
63		公	薩摩川内市教育委員会	薩摩川内市立川内南中学校		“いのち輝け” ～命の大切さについて考える小中一貫教育～
64	川崎市 (小1、中2)	公	川崎市教育委員会	未定	小学校	(仮)学校におけるがん教育について
65		公		未定	中学校	
66		公		未定	中学校	
67	神戸市 (中1)	公	神戸市教育委員会	神戸市立塩屋中学校	中学校	命の教育
68	福岡市 (小1、中1、 高1)	公	福岡市教育委員会	福岡市立千早小学校	小学校	がんに関する教育
69		公		福岡市立和白丘中学校	中学校	
70		公		福岡市立福岡高等学校	高等学校	

○ がんの教育総合支援事業実施都道府県・指定都市 21か所

○ 実施校数

小学校	13校
中学校	34校
高等学校	22校
特別支援学校	1校

計 70校



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

●「がん教育」の在り方に関する検討会（第2回） 配付資料

1. 日時

平成26年9月29日（月曜日）15時30分～18時00分

2. 場所

文部科学省15階15F特別会議室

3. 議題

1. 「がん教育」の在り方について
2. その他

4. 配付資料

- [【資料1】「がん教育」の在り方に関する各論点について](#)
- [【別紙】「がん教育」の在り方に関する検討会委員名簿](#)

お問合せ先

スポーツ・青少年局学校健康教育課

（スポーツ・青少年局学校健康教育課）

— 登録：平成26年12月 —



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

●【資料1】「がん教育」の在り方に関する各論点について

【「がん教育」の在り方に関する検討会（第二回検討用資料）】

○「がん教育」の定義について

○がん教育の目標について

○がん教育の内容について

○「がん教育」を位置付ける教科等について

○「がん教育」を実施する校種・学年について

○「がん教育」の進め方について

○家庭や関係諸機関との連携について

○「がん教育」で配慮が必要な事項について

お問合せ先

スポーツ・青少年局学校健康教育課

(スポーツ・青少年局学校健康教育課)

— 登録: 平成26年12月 —

Copyright (C) Ministry of Education, Culture, Sports, Science and Technology